

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市計画法			法令番号	昭和43年法律第100号			
手続名	建ぺい率等の制限を超える建築の許可			根拠条項	第41条第2項			
審査基準	<p>(建ぺい率等の制限を超える建築の許可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第41条第1項の規定により、知事は用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</li> <li>○ 本規定により、定められた制限に違反した建築物は建築できないこととなっているが、知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときはこの限りではない。</li> </ul> <p>(建ぺい率等の制限を超える建築の許可の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 許可に当たっては、建築基準法第55条、第57条、第58条等に規定する制限の例外の運用に準ずる取扱いを基準として行う。</li> </ul>							
	受付機関	各市町村	処理機関	各土木事務所 まちづくり課	交付機関	各土木事務所 まちづくり課	標準処理期間 30日 標準経由期間 上記に含む日	目次 No.